

Ⅱ 基金運用状況

第1 審査の基準

この審査は、静岡市監査基準に基づいて実施した。

第2 審査の種類

- 1 審査の名称
基金運用状況審査
- 2 根拠法令
地方自治法第241条第5項

第3 審査の対象

基金運用状況調書

- 1 静岡市土地開発基金調書
- 2 静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金調書

第4 審査の着眼点

- 1 基金運用状況調書の計数は正確か。
- 2 各基金は、設置目的に沿って適正に運用されているか。

第5 審査の主な実施内容

基金運用状況調書について、上記着眼点に基づき審査した。あわせて、基金の運用状況について、関係職員からの説明聴取等の方法による審査を行った。

第6 審査の実施場所及び日程

- 1 実施場所
監査委員事務局執務室
- 2 日程
令和7年6月13日から令和7年8月19日まで

第7 審査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われているものと認められた。

第8 概要

本市の定額資金を運用するための基金は、次の2基金であり、運用状況は以下のとおりである。

1 土地開発基金

この基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的として設置されたものである。

- (1) 基金の総額は19億円で、決算年度末現在の内訳は、現金9,888万円、土地18億111万円となっていた。
- (2) 基金の運用状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	前年度末 現在額 (高)	決算年度中 増減額 (高)	決算年度末 現在額 (高)
現金	1,197,184	△1,098,295	98,888
土地 (面積)	702,815 (11,863.61 m ²)	1,098,295 (7,755.00 m ²)	1,801,111 (19,618.61 m ²)
計	1,900,000	—	1,900,000

ア 現金は、駅北自転車等駐車場事業用地、新川公園整備事業用地、麻機第3工区整備事業用地、清水駅周辺市街地再開発事業代替地用地、日の出再開発等公共事業代替地用地を取得したことに伴い、年度末現在高が1億982万円減少していた。

イ 土地は、処分はなく、取得は麻機第3工区整備事業用地5,280.00 m²の2億5,227万円、日の出再開発等公共事業代替地用地965.30 m²の9,123万円、新川公園整備事業用地877.86 m²の2億6,189万円、清水駅周辺市街地再開発事業代替地用地356.74 m²の1億5,600万円、駅北自転車等駐車場事業用地275.10 m²の3億3,689万円で、土地の年度末現在高は前年度末と比べ1億982万円増加していた。

ウ 基金運用収益は176万円であり、全額一般会計で収入していた。

2 国民健康保険高額療養費貸付基金

この基金は、静岡市国民健康保険の被保険者が高額な療養費を要する療養をした場合に、当該療養に必要な資金を貸し付けることを目的として設置されたものである。

(1) 基金の額は2,000万円で、前年度と同額となっていた。

(2) 基金の運用状況は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率
① 基 金	20,000	20,000	0	0.0
② 収 入 金 額	0	629	△629	△100.0
③ 支 出 金 額	0	629	△629	△100.0
④ 未収入金額 ③－②	0	0	0	—
⑤ 現 金 ①－④	20,000	20,000	0	0.0
⑥ 回 転 率 ③÷①	—	0.03 回転	△0.03 回転	—

ア 基金の貸付状況は0件で、前年度に比べ62万円(100.0%)減少していた。

イ 基金運用収益は3万円であり、全額一般会計で収入していた。